

近世寺院と農村の関係を考え直す： 高尾山薬王院の例に基づいて

ヴィーシー・アレキサンダー

日本近世史でよく知られているように徳川の幕藩制度の配下において、各仏教僧侶教団は特別な社会地位下に置かれていました。幕府の法度により少数の例外以外、各地方の寺院は本山・中本寺が管理した「本末制度」に合体されていました。同時に幕府が「異端」と指摘した宗教を弾圧する「寺請制度」に基づいて、仏教寺院は檀家制度を普及させました。徳川家は織田信長と豊臣秀吉の方針を引き継いで仏教教団の経済的政治的自立性を拒否したにもかかわらず、門跡、本山、地方の有力寺院には年貢免除の朱印地を与え、また徳川社会の基礎となった身分制度において仏教僧侶と尼僧は神主、百姓、町人より高い身分を与えられていました。この有利な状況で地方寺院の住職が百姓を威圧した実例は農村の資料に残っています。しかしそこで、寺請制度と檀家制度以外の寺院・村民の関係の場合はどうかという質問が湧いて来ます。近年の身分制度の研究によると各身分のコミュニティはそれなりの独自権利と所有権を利用し、出入事件等が発生した場合、その権利を強調しながら自分の立場を主張しました。江戸時代には「社会的平等」と言う観念がなく、平民が寺請制度に逆らうことは殆ど不可能でしたが、寺院と檀家の繋がりと関係のない問題が発生した場合、百姓はある程度より強い立場で訴訟を起こすことができました。

この実例は高尾山の薬王院（現在の八王子市）の歴史にみることができます。薬王院は新義真言宗の地方本寺として武蔵の国の末寺を監督し、紀州徳川家の祈祷寺にもなった有力な寺院でした。高尾山の麓の北側に上長房村、東には上柵田村がありました。両方とも天領（徳川家の直轄領地）にありました。そして上長房には甲州街道を辿った旅人の点検を行った小仏の関所もありました。近世を通して、薬王院と麓の農村の関係は四つのマトリックスで形成されており、まず、高尾山の海拔は約 600m あり、薬王院はこの地域の山谷マトリックス上の一番高い所に位置していました。また、薬王院は飯縄権現社の別当であり、本堂には薬師如来が祀られているため、高尾山は山岳信仰の聖地として江戸中期、関東全域からの巡礼者を集めるようになりました。薬王院は上長房村と上柵田村にあった寺院の本寺としても、この地域の宗教的マトリックスに大きな影響を及ぼしました。さらに、山中の住職と他の僧侶の身分は麓に住んでいる農家と違い、その上京都の門跡寺院仁和寺と醍醐寺との繋がりもあったので、薬王院の優越性は社会マトリックスにも反映しました。最後に薬王院は譜代大名だった寺社奉行の配下でしたが、天領は徳川家の旗本が務めた勘定奉行と代官の直轄配下だったので、幕府の支配マトリックスでは寺院の境内・領地は幕府の農村と区別されました。

薬王院はこのような宗教的社会的に有利な点によって高尾山地方にかなりの権力を持っていま

したが、寺院と農村の間にはよく摩擦が生じました。その原因は山地の資源管理権と利用権でした。薬王院に残っている資料によると、麓の百姓は高尾山の斜面から駄馬用の餌（草）と肥料用に落ち葉をとりましたが、1648年（慶安元年）に幕府が発給した75石の朱印状をきっかけに農家の寺領地内の肥料収集を拒否しようとした。幕府に提出した訴訟状によると、薬王院は林業活動で市場用の木材を育てていたが、草刈りした上長房の百姓は木の苗も切ってしまい、薬王院にとってこれは資源の損失だけではありませんでした。寺領内の木と竹に関して朱印状が薬王院の所有権を認めていたにもかかわらず、農家が草刈り作業を行ったことで、それが脅かされることになったのです。この僧侶が主張した管理権に対して、上長房の村役人は幕府の助郷制度の義務を持ち出しました。幕府の関所と甲州街道の宿場制度をささえるために上長房村では駄馬を飼育したので高尾山での草刈りが必要となったのでした。要するに幕府が薬王院に与えた土地と森林の所有権に対して、幕府の助郷制度を実施するために農家は草の利用権の必要性を指摘した訳です。その段階では幕府は薬王院の所有権を再び認めるとともに、年に6回寺領から草を刈る農家の権利も認めました。この判決が近世の高尾山の森林管理制度を定めることとなりました。

しかし、幕府が朱印状で薬王院の地主権を支えても、江戸中期には寺領外の農家（特に上長房の村民）が朱印地に忍びこみ、個人用の木材と肥料をとる事件が14回発生しました。実際に寺領民として薬王院は農家10軒ぐらいを支配していました。この在家は檀家として、寺領の運営に色々な役を果たしていました。その一つが寺領内の森林を見守る「山廻」だったので、この百姓役員は木材窃盗を僧侶管理人に報告し、薬王院は天領の村役人に訴えました。平民が朱印地に違法に進入する行為は幕府の威信を傷つけるものなので、薬王院には代官か寺社奉行所に訴訟を起こす権利がありました。しかし、1648年頃の訴訟とは違い、このような事件に対して事情の詳細の違いはあっても寺院と農村の間では大体同じ扱い方で事件処理をしました。この場合、薬王院や村役人に起訴された百姓は、薬王院宛の「詫状」で自分の不埒行為を白状した上、忍び込みを二度しないと誓うことで事件は落着きました。

14件の事件の内、起訴された百姓が村落内の寺院に「入寺（駆込）」したり、住職に仲介役を願ったりする例が5回ありました。従来の研究では「駆け込み寺」は女性が利用した離婚方法のみと連想されがちですが、近年の研究によると色々な罪の軽い事件（喧嘩、博打、失火など）を起こした男性も檀家寺や信頼のおける僧侶の寺院に駆け込んで臨時的に保護を懇願しました。その場合、その住職は役人が行使する刑罰（村八分、手錠など）を拒否するのではなく、代理人として被告者の悔恨の念を伝えながら内済のために活躍しました。（失火の場合、または地域の習慣によって「入寺」は「投獄」に相当する意味をもつ事もあり、この5回の事件の17世紀半ばの資料「お寺への避難」、「お寺で監禁」とニュアンスが重なります。ただしこの場合、寺院の扱いの方が村役人の扱いより望ましかったという響きもあります。）要するに薬王院と個人的な問題が発生した時、仏教僧侶に頼って解決しようと考えた被告者もいたのです。

17世紀の薬王院と上長房村の訴訟落着のあと150年間、村と人はお互いに支えあっていましたが、19世紀の初め上栲田村と薬王院の間で寺領の境界線を巡る争いが起こりました。幕府が朱印状を渡した時に境界を示す傍示杭が設置されましたが、線が明白ではない場所が多くあり、時間の流れとともに上栲田村の百姓が次第に高尾山の麓の近辺に年貢地となる畑を開拓していき、また一方では同じ場所に薬王院と村がそれぞれの所有権を幕府に要求することになりました。最終的に幕府は薬王院の朱印地の所有権を認めたものの、その畑は年貢地になっていましたので、百姓の利用権も認めました。ある意味で、上栲田の村人は、百姓身分の公務（年貢収納）を強調しながら村の配下の生産地を実際に拡大することができたのです。

薬王院と上長房村・上栲田村の出入の解決過程を振り返って考えると、檀家制度・寺請制度とは違う関係がみえてきます。まずは薬王院が幕府に認定された土地（朱印地）の所有権と森林・竹林の独占的利用権を得たにもかかわらず、麓の農民は百姓身分の諸役（年貢収納、助郷制度の夫役）を理由に雑草刈り・落ち葉狩りの行動を通して薬王院領内に自分の利用権（ある意味で雑草の所有権）を延ばしひろげることが出来ました。これによって高尾山の麓の農民は薬王院の権力と徳川家の威光を否定することなく、幕府に課された負担（諸役）をより有益な権利に変えて農村のためにつかえました。寺院・農村の経済関係は決して公平ではなかったものの、両農村は薬王院に対し、幕府の命令と威光を利用しながら高尾山の資源仕分けの交渉をしたのです。

同時に僧侶と百姓は単なる敵対的な関係だけではなく、寺領内の山廻衆（寺領の百姓）と村内の駆け込み寺の例が示すように共存関係も深かったことがわかります。これによって関東地方の近世農村社会の構造を説明する上で、このような宗教者・在家、寺院・農家の繋がりも指摘する必要性が見えてくることがわかります。